

令和6年度
いちき串木野市一般廃棄物処理実施計画

令和6年4月
いちき串木野市

【ごみ処理実施計画】

1. 一般廃棄物処理基本方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第6条第1項の規定に基づき処理計画を次のとおり定める。

本計画は上位計画であるいちき串木野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を受け、区域内から排出される一般廃棄物の排出抑制、減量化及び資源化を推進し、適正処理を行うとともに、地域の清潔と生活環境保全並びに公衆衛生の向上を確保することを目的とする。

2. 一般廃棄物の排出状況

(1) 計画区域

いちき串木野市全域を計画区域とする。

(2) 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間。

(3) 一般廃棄物の区分及びの計画排出量【市で処分できるもの】

区 分	内 容	排出見込量
可燃ごみ	・一般家庭から排出される生ごみ、木くず、布類、紙くず並びにこれらと質的に同等なもの ・事業活動から排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの	7,000 t
不燃ごみ	・一般家庭から排出されるプラスチック類、陶磁器、ガラス製品、金属類及び小型家電製品並びにこれらと質的に同等なもの ・事業活動から排出される一般廃棄物で、一般家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量のもの	350 t
粗大ごみ	・一般家庭及から排出される一般廃棄物で市が指定する指定袋に入らない大きさ若しくは重量の大型家具、寝具、電化製品及び自転車並びにこれらと質的に同等なもの	500 t
缶類、びん類、ペットボトル	・一般家庭から排出される缶類・びん類・ペットボトルのうち再資源化することが可能なもの。	200 t
紙類	・一般家庭から排出される紙類のうち再資源化することが可能なもの	150 t
容器プラスチック	・一般家庭から排出されるプラスチック類のうち再資源化することが可能なもの	100 t
発泡スチロール	・一般家庭から排出される発泡スチロールのうち再資源化することが可能なもの	15 t
小型家電製品	・一般家庭から排出される小型家電製品。なお、家電リサイクル法対象の家電6品目は除く。	70 t

有害ごみ	・一般家庭から排出される廃蛍光管、廃乾電池、ガス缶、ライター	15 t
動物の死体	・飼育された犬、猫及びこれらに類する小動物の死体、ロードキルで飼い主等が不明なもの。	70匹

(4) 一般廃棄物の区分【市で処分できないもの（処理困難物）】

処理困難物は、排出者が自ら串木野環境センターへ搬入し品種ごとに通常と別途の手数料を徴収し処理する。

産業廃棄物については、産業廃棄物の処理業者に依頼して適正に処理しなければならない。特別管理一般廃棄物については、品目に応じて国（環境大臣）の定める処分又は再生の方法に従って適正に処理しなければならない。

また、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）やメーカー等で指定されたりリサイクル対象機器等は、それぞれの再生の方法に従って適正に処理しなければならない。

	品目	処分方法
個別リサイクル法に基づき回収されるべき廃棄物	「家電リサイクル法」に規定する電気器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機）	「家電リサイクル法」に基づき、小売業者等に引き取りを依頼する。 ※串木野環境センターには搬入不可
	自動二輪車（原動機付き自転車を含む。）	国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取り組みである二輪車リサイクルシステムに基づき販売店に引き取りを依頼する。
串木野環境センターに直接搬入できる廃棄物	土石類・コンクリート殻・レンガ・瓦・石膏ボード・タイヤ（自動四輪車、自動二輪車用）・バッテリー・消火器・スプリング入りのベッド、ソファ・マッサージ機	
専門業者に依頼して処理する廃棄物	農薬・大型の農機具・農業用廃ビニール・漁網	購入店や農協等に処理を依頼する。
	ガソリン等の廃油	ガソリンスタンド、カーショップ、タイヤ専門店等や購入した販売店に処理を依頼する。
	ガスボンベ（カセット式ボンベ除く）	プロパンガス取扱店に相談するか、購入店や専門の処理業者に処理を依頼する。
	消火器	取扱店に回収を依頼する。（空容器は串木野環境センターへ搬入可能）
その他	注射器、注射針、その他感染性、毒性、爆発性、発火しやすい物等・産業廃棄物	専門の処理業者や産業廃棄物処理業者へ処理を依頼する。在宅医療廃棄物（注射器、注射針等）については、医療機関へ返却する。
	引越し等により一時的多量に発生する廃棄物	排出物が一般廃棄物である場合、串木野環境センターへ持ち込むか一般廃棄物収集運搬許可業者を利用する。
	その他一般廃棄物の収集運搬・処理に支障をきたすもの	専門の業者に相談するか、販売店に引き取りを依頼するなど適正に処理するものとする。

3. 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1) 家庭ごみ

種 類	収集運搬	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	委託	串木野環境センター	焼却	いちき串木野市 最終処分場	埋立
不燃ごみ	委託	串木野環境センター	破碎 選別	いちき串木野市 最終処分場	埋立
粗大ごみ	委託	串木野環境センター	破碎 選別	いちき串木野市 最終処分場	埋立
缶類、びん類、ペッ トボトル・廃プラ	委託	串木野環境センター	資源化		
小型家電製品	委託	認定事業所	資源化		
紙類	委託	委託	資源化		
有害ごみ (電池類・蛍光管)	委託	委託	資源化		

(2) 事業ごみ ※処理可能な事業系一般廃棄物に限る

種 類	収集運搬	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	自ら又は 許可業者	串木野環境センター	焼却	いちき串木野市 最終処分場	埋立
不燃ごみ	自ら又は 許可業者	串木野環境センター	破碎 選別	いちき串木野市 最終処分場	埋立
粗大ごみ	自ら又は 許可業者	串木野環境センター	破碎 選別	いちき串木野市 最終処分場	埋立
缶類、びん類、ペッ トボトル・廃プラ	自ら又は 許可業者	串木野環境センター	資源化		
小型家電製品	自ら又は 許可業者	委託	資源化		
紙類	自ら又は 許可業者	委託	資源化		
有害ごみ (電池類・蛍光管)	委託	委託	資源化		

(3) 小動物の死体

種類	収集運搬	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
道路等に遺棄された飼い主等が不明の犬・猫等の小動物の死体。飼い主より処理を委託された犬、猫の死体	委託	串木野環境センター	焼却	いちき串木野市最終処分場	埋立

4. 処理計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

- ・ 市内の小学生等を対象に串木野環境センターの視察を開催し、循環型社会形成を目指す。
- ・ 市からの提案による出前講座を各団体等へ出向き行い、市全体の3R推進を図る。
- ・ あらゆる媒体（広報紙、HP等）を利用し、ごみに関する情報を積極的に周知していく。

イ 再資源化の方法及び量

①再資源化方法

品目（資源物）	中間処理施設	処理方法
缶類	串木野環境センター	手選別・磁力選別・圧縮バール化
金属類	串木野環境センター	破碎・磁力選別・圧縮
生きびん	串木野環境センター	手選別
無色びん	串木野環境センター	手選別・機械色選別
茶色びん	串木野環境センター	手選別・機械色選別
その他色びん	串木野環境センター	手選別・機械色選別
ペットボトル	串木野環境センター	手選別・圧縮バール化
発泡スチロール	串木野環境センター	電気溶解
廃プラスチック	串木野環境センター	手選別
小型家電製品	小型家電認定事業所	手選別
紙類類	有価物処理業者	手選別

②引き渡し事業所及び計画量

品目（資源物）	引き渡し事業所	引き渡し量
缶類	株式会社新興エコ	30 t
金属類	株式会社新興エコ	160 t
生きびん	有限会社江並商店	7 t
無色びん	容器包装リサイクル協会（石坂グループ）	30 t
茶色びん	容器包装リサイクル協会（石坂グループ）	50 t
その他色びん	容器包装リサイクル協会（石坂グループ）	20 t
ペットボトル	（上期）株式会社熊本市リサイクル事業センター （下期）容器リサイクル協会により8月頃業者決定	上期：14 t 下期：14 t
発泡スチロール	株式会社新興エコ	15 t
廃プラスチック	日本製鉄株式会社	100 t
小型家電製品	柴田産業株式会社	60 t
紙類類	株式会社新興エコ	200 t

- ・びん類、ペットボトル、廃プラスチックを適正に分別収集し、串木野環境センター及び委託業者で中間処理を行い、指定法人等に引き渡し再資源化を図る。
- ・家庭系の資源物の回収を推進するため、資源ごみ回収団体への助成を行う。
- ・剪定枝や木材については、可燃ごみとして排出することができるが、大きさや量によっては民間の処分許可業者を紹介し、再資源化を図る。

(2) 収集・運搬計画

ア 収集区域の範囲 いちき串木野市全域とする。

イ 収集回数及び量

①家庭系ごみの収集・運搬

	分 別	回収容器	回収方法	収集回数	備 考
ごみ	可燃ごみ	指定ごみ袋	ステーション回収	週2回	
	不燃ごみ			月1回	
	粗大ごみ	指定なし		半年1回	
資源物	缶類	コンテナ		隔週	
	びん類			隔週	
	小型家電		隔週		
	ペットボトル	ネット	隔週		
	廃プラスチック		隔週		

資源物	紙類	指定なし	ステーション回収	隔週	
有害ごみ	廃蛍光管	指定ごみ袋	ステーション回収	月1回 半年1回	指定ごみ袋に入らないものは粗大ごみ
	使用済み乾電池	コンテナ		隔週	

※ ステーションの新設や増設等を行う場合は、必ず市民生活課と協議の上設置するものとし、その他必要な占有許可等は設置者がその管理者から許可を取るものとする。

②事業系ごみの収集・運搬

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理しなければならないことを原則とする。自らが処理できず、かつステーションに排出することが困難な事業系一般廃棄物を日常的（継続反復的）に排出する事業者は、市が指定する一般廃棄物収集運搬許可業者と契約を締結し、串木野環境センターへ搬入することができる。

産業廃棄物については、搬入を認められない。

③収集運搬する計画廃棄物量の内訳

	分 別	家庭系ごみ	事業系ごみ
ごみ	可燃ごみ	6,300 t	800 t
	不燃ごみ	340 t	10 t
	粗大ごみ	460 t	40 t
資源物	缶類	30 t	—
	びん類	110 t	—
	ペットボトル	60 t	—
	小型家電製品	70 t	—
	紙類類	200 t	—
有害ごみ	廃蛍光管	2 t	—
	使用済み乾電池	10 t	—

ウ 一般廃棄物収集運搬許可について

市内における一般廃棄物の収集・運搬の許可については、市民生活課環境衛生係で随時受け付け市民の利便性に寄与している。

【一般廃棄物収集運搬委託業者一覧】

	業者名	所在地	地域	品目
1	有限会社恵興産	東島平町 338 番地	市内全域	可燃ごみ
2	有限会社坂口組	浜ヶ城 12062 番地 4	市内全域	不燃ごみ・粗大ごみ・資源物

【一般廃棄物収集運搬許可業者一覧】

	業者名	住所
1	(株)オクト	羽島 8699 番地 10
2	大輔マン(有)	西塩田町 89 番地 1
3	(株)環境科学	鹿児島市花尾町 904 番地 1
4	(株)環境保全管理センター	ひばりが丘 5776 番地 5
5	(有)三愛サービス	元町 87 番地
6	(有)西薩サービス	春日町 27 番地
7	(有)田口商会	薩摩川内市東郷町斧淵 6558 番地
8	堤リサイクル	薩摩川内市川永野町 6478 番地 250
9	西産業 (川路 博)	美住町 57 番地
10	(有)濱田運送	湊町 1 丁目 137
11	(有)平成メディカル	鹿児島市宮之浦町 1424 番地 1
12	(株)丸山喜之助商店	日置市伊集院町大田 3145 番地
13	(有)メック	八房 2910 番地 1
14	(有)坂口組	浜ヶ城 12062 番地 4
15	(株)カナザワ	鹿屋市朝日町 7-21
16	(有)ウチムラ	いちき串木野市昭和通 148
17	(株)新興エコ	薩摩川内市川永野町 6629-5
18	(有)美巧社	薩摩郡さつま町宮之城屋地 2665 番地
19	エール不動産	薩摩川内市田海町 2029 番地 16
20	(有)富永組	いちき串木野市羽島 265-1
21	(株)イワモト (川内支店)	薩摩川内市中郷町 6935-1
22	(株)小畑商店	出水市野田町下名 4553 番地 11
23	リサイクルショップあけぼの	いちき串木野市曙町 116
24	公益社団法人 いちき串木野市シルバー人材センター	いちき串木野市栄町 16
25	(株)満留建設	いちき串木野市野元 21809
26	大一急便	いちき串木野市別府 3265
27	(株)タケシタ	いちき串木野市美住町 110
28	(株)オクト	いちき串木野市羽島 8699-10
29	水口 信幸	いちき串木野市元町 168
30	(株)寿産業	日置市吹上町中原 2080-2

31	(有)恵興産	いちき串木野市東島平町 338 番地
32	東和建设(株)	日置市東市来町湯田 3498
33	(有)マツバラ	いちき串木野市大里 3246 番地 5
34	(有)古川建設	いちき串木野市中尾町 8 番地
35	久保建材土木(有)	いちき串木野市大里 4955 番地 1
36	(株)ケイエヌティー西日本	いちき串木野市芹ヶ野 15375 番地 3
37	(株)西別府弘組	いちき串木野市別府 3204 番地
38	特定非営利活動法人 人・自然の南風	いちき串木野市春日町 55 番地
39	(株)南日本引越センター	鹿児島市玉里町 14 番 45 号
40	(有)萬造寺組	いちき串木野市羽島 7795 番地
41	(株)イレブンハウス	薩摩川内市隈之城町 53 番地 2
42	田中 廣志	いちき串木野市北浜町 91 番地
43	児玉 則幸 (南日本リノベーション)	いちき串木野市新生町 96 番地
44	サカグチ(株)	薩摩川内市樋脇町市比野 6052 番地 1
45	(有)イワシタ建設	いちき串木野市小瀬町 76 番地 1
46	合同会社 いちき串木野・東市来衛生公社	いちき串木野市八房 2910 番地 1
47	吉村興業(株)	日置市伊集院町徳重 352 番地

【一般廃棄物処分許可業者一覧】

業者名	所在地	地域の限定	品目の限定
(株)オクト	羽島 8699 番地 10	なし	一般廃棄物のうち、木くず

(3) 中間処理計画【処理施設の概要及び処理量】

○串木野環境センター

所在地：いちき串木野市冠岳 10660 番地

区分	処理方式	処理能力
焼却施設	機械化バッチ燃焼焼却炉	50 t/日 (25 t/8 時間×2 炉)
リサイクルプラザ		12.5 t/日 (5 時間)

(4) 最終処分計画【処理量及び施設概要】

○いちき串木野市一般廃棄物管理型最終処分場最終処分場

所在地：いちき串木野市川上 3961 番地

(ア) 埋立地

埋立容量	約 30,000 m ³
施設方式	準好気性埋立構造 (オープン型)
遮水構造	二重遮水シート
埋立対象物	焼却灰・固化物灰・破碎残渣
令和5年度末 残余容量	22,700 m ³

令和6年度埋立計画

焼却灰	760 t
ダスト固化物 (飛灰)	360 t
破碎残渣	300 t

(イ) 浸出水処理施設

施設方式	逆浸透膜処理方式
処理能力	80 m ³ /日
調整槽容量	9,361 m ³

【生活排水処理実施計画】

1. 基本事項

(1) 計画区域

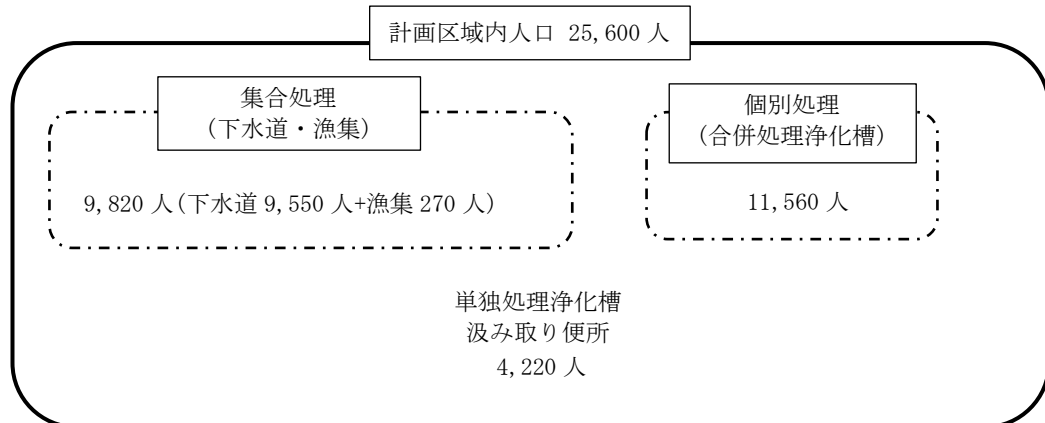
いちき串木野市全域を計画区域とする。

(2) 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間。

(3) 生活排水処理形態別推計人口

	令和6年度
計画区域内人口	25,600人
(1) 生活雑排水処理人口	21,380人
I. 合併処理浄化槽	11,560人
II. 公共下水道	9,550人
III. 漁業集落排水施設	270人
(2) 単独処理浄化槽、汲み取り便所	4,220人



(4) し尿・浄化槽汚泥等の処理主体

種類	収集運搬	中間処理 (処理主体)
し尿	許可業者	串木野衛生センター
浄化槽汚泥	許可業者	串木野衛生センター
漁業集落排水汚泥	許可業者	串木野衛生センター

2. 生活排水処理計画

(単位：人)

処理の方法	処理区域	処理人口
合併浄化槽	市内全域	11,560人
公共下水道	串木野地区の一部	9,550人
漁業集落排水施設	戸崎地区	270人

3. し尿・汚泥の処理計画

(1) 収集運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量 (k l /年)

し尿	浄化槽汚泥 (漁集汚泥を含む)	合計
2,170	7,630	9,800

イ 収集区域の範囲

し尿・浄化槽汚泥	市内全域
----------	------

ウ 収集回数及び収集方法

種類	収集回数	収集方法
し尿	概ね月2回	各戸収集
浄化槽汚泥	年1回以上	各戸収集

(2) 中間処理

ア 処理施設の概要

収集区域	いちき串木野市内全域、日置市一部
施設名	串木野衛生センター
所在地	いちき串木野市海瀬410番地1
処理能力	58kl/日 (し尿33kl/日、浄化槽汚泥25kl/日)
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理

イ 搬入計画 (k l /年)

施設名	串木野衛生センター
し尿	2,170
浄化汚泥 (漁集汚泥を含む)	7,630

ウ 残渣の量及び処分方法 (t /年)

施設名	串木野衛生センター
汚泥等	16,800
処理残渣量	50
処分の方法	焼却処分

(3) その他

生活排水が河川に与える影響等、生活排水対策の重要性について、住民に周知を図るため、広報・啓発活動を実施する。